

薬局の窓口でお薬手帳の説明を励行することで、 「かかりつけ薬局」の普及を推進

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

(注1)本資料でいう「薬局」は、正確には保険薬局を指します。保険薬局とは、地方厚生局から保険指定を受けた薬局であり、薬剤師が健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく療養の給付の一環として、保険調剤業務を取り扱う薬局のことです。

九州管区行政評価局(局長:佐藤 裁也)は、「お薬手帳がないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになっていることをきちんと説明するようにしてほしい。」との行政相談を受け、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長)に諮り、その意見を踏まえ、平成29年9月19日、患者に対し、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を励行するよう、薬局を指導することについて、厚生労働省九州厚生局に対して、あっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、同局から回答を得ましたので、公表します。

あっせんの要旨

2~3ページ参照

以下の事項について、薬局を指導すること。

- 1 患者に対して、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等(普通の薬局においては、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことを含む。)について十分な説明を励行すること。
- 2 普通の薬局においては、お薬手帳の持参を忘れた患者に対して、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨、及び次回以降は手帳を持参することに関する説明を励行すること。

(注2)本資料でいう「普通の薬局」は、正確には調剤基本料1又は4の施設基準の届出を行っている保険薬局を指します。同薬局は、特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな駅前薬局等以外の薬局のことです。

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

回答の要旨

3ページ参照

- (1) 薬局に対する集団指導等において、患者に対し、お薬手帳の保有意義等の説明や必要な情報提供を行うよう、更に周知する。
特に、普通の薬局については、お薬手帳の持参の有無によって、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数が異なる場合があることの説明を十分行うよう、併せて指導する。
- (2) 九州厚生局公式ホームページにより、薬局に対し、あっせん内容等の周知を図る。
- (3) 九州厚生局管内の8県薬剤師会に対し、あっせん内容を周知するとともに、薬局から患者に対し、適宜、情報提供するよう、会員への周知を依頼する。

〔照会先〕

首席行政相談官 山田 明彦
電話:092-431-7136

行政相談の要旨

この相談は、九州管区行政評価局が受け付けたもの。

最近になって、昨年4月から、医療機関受診後、処方せんにより薬局で薬を受領するときに、お薬手帳がないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになっていることを知った。薬剤服用歴管理指導料を取られること自体にも納得がいかないが、これを取るというのであれば、薬局の窓口で手帳を持参しているかどうかを確認するだけでなく、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことをきちんと説明するようにしてほしい。



制度等の概要

- 1 お薬手帳は、経時的に薬剤の記録を記入することにより、薬剤の処方歴や主な既往歴等の疾患に関する情報を、医師、薬剤師及び患者が共有でき、患者のアレルギー、副作用等のチェックもできるものであり、無料で提供される。
- 2 調剤報酬が平成28年4月に改定され、普通の薬局に、6か月以内に処方せんを持参する場合、お薬手帳を「持参する」と、「持参しない」場合よりも、薬剤服用歴管理指導料が12点（1点は10円であり、3割自己負担で40円（四捨五入））低く（安く）なった。また、薬局から保険者（協会けんぽ等）への調剤報酬請求額も少なくなるようになった。
- 3 厚生労働省は、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施できるよう、いわゆる「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を推進することとしている。
- 4 薬局においては、患者に対して、①手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明、②上記2において、手帳を忘れた患者に対しては、薬剤服用歴管理指導料に係る報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を持参するよう説明することが求められている。

当局の調査結果の概要

- 1 九州厚生局は、平成28年度診療報酬改定直前の平成28年3月に全保険薬局を対象とした改定説明会を開催し、薬剤服用歴管理指導料を含む調剤報酬の改定内容を周知
また、調剤の内容や調剤報酬の請求に関して、個別指導や集団指導等を毎年度計画的に実施し、本件相談要旨も含めた指導を実施
- 2 お薬手帳を持参すれば料金が安くなる場合があること等のお薬手帳に関する情報が利用者に十分に伝えられていない状況（お薬手帳があれば料金が安くなる旨、薬局で説明を受けたことがある人は79人中20人 等。行政相談委員に対するアンケート結果）

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 「かかりつけ薬局」は広めるべきである。
- 2 薬局において、患者に対する情報提供が足りない。一般の人は、薬局の種類(施設基準)やお薬手帳の持参の有無によって自己負担が異なることや薬剤服用歴管理指導料等について十分理解していないということを、薬局によく理解してもらう必要がある。
- 3 お薬手帳の意義について国民が十分に承知していないので、薬局が厚生労働省の通知により行うこととされている事項を励行するよう、厚生局に指導を求めるべきである。
- 4 お薬手帳を持参しないことで、患者負担だけでなく、国としても負担増となっていることを国民に知らせるべきである。

九州厚生局に対するあっせん(平成29年9月19日)

お薬手帳に関する情報が患者(薬局利用者)に周知徹底されておらず、患者がお薬手帳の意義、利用方法等を十分に承知しているとは言いがたいことから、「かかりつけ薬局」を普及させるため、以下の事項について、薬局を指導すること。

- 1 患者に対して、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等(特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな門前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことを含む。)について十分な説明を励行すること。
- 2 特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな門前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳の持参を忘れた患者に対して、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨、及び次回以降は手帳を持参することに関する説明を励行すること。

九州厚生局におけるあっせんに対する対応状況

- (1) 集団指導等における保険薬局への周知
九州厚生局管内の薬局に対し実施している集団指導や個別指導等において、薬剤服用歴管理指導料を算定する際に、お薬手帳に関する情報(お薬手帳の保有意義、役割及び利用方法等)について患者へ十分な説明を行うよう指導するとともに、薬局から患者に対し、適宜、必要な情報提供を行うよう、更に周知する。
特に、普通の薬局については、お薬手帳の持参の有無によって、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数が異なる場合があることの説明を十分行うよう、併せて指導する。
- (2) ホームページによる周知
九州厚生局公式ホームページにおいて、あっせん内容及び上記(1)の取組を掲載することにより、薬局に対し周知を図る。
- (3) 関係団体への周知及び協力依頼
九州厚生局管内の8県薬剤師会に対しあっせん内容の周知を行うとともに、薬局から患者に対し、適宜、情報提供を行うよう、会員への周知を依頼する。

行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授) (座長)
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝	(税理士)